

(別冊)

和歌山海区における

共同漁業、定置漁業及び区画漁業の
免許の内容たるべき事項及び申請期間等

和歌山県

目 次

共同漁業

地先漁業	・ ・ ・ ・ ・	1
つきいそ漁業	・ ・ ・ ・ ・	3 2
ぶり飼付漁業	・ ・ ・ ・ ・	5 0

定置漁業	・ ・ ・ ・ ・	5 2
------	-----------	-----

区画漁業

のり養殖業	・ ・ ・ ・ ・	5 4
わかめ養殖業	・ ・ ・ ・ ・	5 5
ひろめ養殖業	・ ・ ・ ・ ・	6 3
真珠母貝垂下式養殖業	・ ・ ・ ・ ・	7 0
ひおうぎ垂下式養殖業	・ ・ ・ ・ ・	7 1
かき垂下式養殖業	・ ・ ・ ・ ・	7 2
魚類小割式養殖業	・ ・ ・ ・ ・	7 3
くろまぐろ小割式養殖業	・ ・ ・ ・ ・	8 3
あわび地蒔式養殖業	・ ・ ・ ・ ・	8 7

地先漁業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第1号	和歌山市加太地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第1号 大阪府和歌山県界に設置した標識 基点第6号 和歌山市加太沖ノ島最西端に設置した標識 基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識 ア 基点第1号から305°-20'の方位線とイから大阪府観音崎見通し線との交点 イ 基点第6号から336°-20'3,480m点 ウ 基点第6号から209°-50'2,600mの点 エ 基点第11号から兵庫県沼島南端見通し線とウから有田市初島町沖ノ島西端見通し線との交点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第2号	和歌山市雑賀崎地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識 基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識 基点第19号 和歌山市雑賀崎田野界に設置した標識 基点第21号 和歌山市田野波早崎最南端に設置した標識 ア 基点第13号から339°-54'の方位線と基点第12号から264°-20'の方位線との交点 イ 基点第12号から264°-20'1,600mの点 ウ 基点第21号から258°-20'1,820mの点 エ 基点第19号から202°-50'1,660mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市雑賀崎、西浜	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第5号	海南市下津町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 いわし・あじ・さば敷網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第50号とアを結んだ線、アからイに至る距離500m（最大高潮時海岸線からの離岸距離をいう。以下同じ。）の等距離線、イ、ウ、エ、基点第75号及び基点第73号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、基点第72号とオを結んだ線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識 基点第67号 海南市下津町大崎青石鼻通称犬尻西端に設置した標識 基点第71号 海南市下津町方金山崎突端に設置した標識 基点第72号 海南市下津町方前川橋から下流68mの加茂川右岸に設置した標識 基点第73号 海南市下津町下津東燃ゼネラル石油和歌山工場護岸に設置した標識 基点第75号 有田市初島町地ノ島鹿ノ首突端に設置した標識 ア 基点第50号から339°-20' 500mの点 イ 基点第67号から198°-44' 500mの点 ウ 基点第67号から198°-44' の方位線と基点第71号から279°-55' の方位線との交点 エ 基点第71号から279°-55' 3,000mの点 オ 基点第72号から234°-25' の方位線と対岸との交点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町塩津、丸田、大崎、方、下津	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第6号	有田市初島町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第73号、基点第75号、ア、イ及び基点第81号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに有田市初島町沖ノ島周辺最大高潮時海岸線と同線より沖合350mの等距離線によって囲まれた区域。ただし、基点第74号、流石、毛無岩、仏石及び有田市港町荊藻防波堤突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第73号 海南市下津町下津東燃ゼネラル石油和歌山工場護岸に設置した標識 基点第74号 有田市初島町浜東燃ゼネラル石油和歌山工場護岸に設置した標識 基点第75号 有田市初島町地ノ島鹿ノ首突端に設置した標識 基点第81号 有田市港町荊藻西側に設置した標識 ア 基点第75号から282°-25' 950mの点 イ 基点第81号から298°-25' 200mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市初島町浜、里	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第7号	有田市地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第81号、ア及びイの各点を順次に結んだ線、イからウに至る距岸600mの等距離線、ウとエを結んだ線、エからオに至る距岸200mの等距離線、オと基点第104号を結んだ線、最大高潮時海岸線、基点第87号とカを結んだ線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第81号 有田市港町荻藻西側に設置した標識 基点第87号 有田市新堂関西電力高圧線鉄塔跡に設置した標識 基点第92号 有田市宮崎町宮崎ノ鼻突端に設置した標識 基点第104号 有田市千田有田郡湯浅町田界に設置した標識 ア 基点第81号から298°-25'200mの点 イ 基点第92号から294°-55'600mの点 ウ 有田市宮崎町藻崎突端から日高郡由良町白崎突端見通し線上600mの点 エ 有田市宮崎町藻崎突端から日高郡由良町白崎突端見通し線上200mの点 オ 基点第104号から244°-29'200mの点 カ 基点第87号から174°-47'の方位線と対岸との交点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市港町、宮崎町、千田、箕島、野、古江見	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うなぎ籠漁業								
和共第8号	有田郡湯浅町及び広川町地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第104号とアを結んだ線、アからイに至る距岸200mの等距離線、イと基点第363号を結んだ線、基点第364号とウを結んだ線、ウからエに至る距岸200mの等距離線、エと基点第133号を結んだ線、最大高潮時海岸線、紀勢本線広川鉄橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第104号 有田市千田有田郡湯浅町田界に設置した標識 基点第133号 有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 基点第362号 有田郡湯浅町湯浅広港築港防波堤灯台基部に設置した標識 基点第363号 有田郡湯浅町湯浅中央公民館前防波堤屈折部に設置した標識 基点第364号 有田郡湯浅町湯浅南浜埋立防波堤南西端に設置した標識 基点第365号 有田郡広川町湯浅広港天皇突堤屈曲部中央に設置した標識 ア 基点第104号から244°-29'200mの点 イ 基点第362号から237°-30'70mの点 ウ 基点第365号から332°-00'150mの点 エ 基点第133号から356°-44'200mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業								
		第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業								

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第9号	有田郡湯浅町毛無島、苅藻島地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 いわし・あじ・さば敷網漁業	1月1日から12月31日まで	有田郡湯浅町毛無島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域及び有田郡湯浅町苅藻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市千田、有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第11号	有田郡湯浅町地先三神瀬周辺及び広川町地先梶取瀬西方	第一種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし500mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域及び次のエを中心とし225mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域。ただし、ウから日高郡由良町黒島東端見通し線以南の区域を除く。 基点第114号 有田郡湯浅町苅藻島通称よこかるも北西端に設置した標識 基点第133号 有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 ア 基点第114号から334°-50'1, 750mの点 イ 基点第133号から356°-44'230mの点 ウ イから317°-50'1, 580mの点 エ ウから日高郡由良町黒島東端見通し線上295mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市港町、宮崎町、箕島、千田、有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第12号	有田郡湯浅町地先伯母瀬及びソノ瀬周辺	第一種共同漁業 第二種共同漁業	いせえび漁業 いわし・あじ・さば敷網漁業	1月1日から12月31日まで	有田郡湯浅町地先伯母瀬中央を中心とし500mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域及び有田郡湯浅町地先ソノ瀬中央を中心とし500mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市港町、宮崎町、箕島、千田、有田郡湯浅町、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾、日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第14号	有田郡広川町鷹島地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	有田郡広川町鷹島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域並びに次の基点第130号、ア、イ及び基点第130号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第130号 有田郡広川町鷹島通称赤ゲの鼻に設置した標識 ア 基点第130号から284° - 29' 350mの点 イ 基点第130号から224° - 29' 350mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第17号	日高郡由良町地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第133号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点第166号、キ、基点第161号及び基点第162号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、日高郡日高町蟻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域を除く。 基点第133号 有田郡広川町日高郡由良町界に設置した標識 基点第152号 日高郡由良町大引白崎の鼻先端に設置した標識 基点第157号 日高郡由良町大引神谷界平婆岩頂点に設置した標識 基点第161号 日高郡由良町鳶島頂点に設置した標識 基点第162号 日高郡由良町神谷通称水流れの鼻に設置した標識 基点第166号 日高郡日高町蟻島陸地測量部三角点に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 ア 基点第133号から356°-44'230mの点 イ アから317°-50'1, 580mの点 ウ イから日高郡由良町黒島東端見通し線上520mの点 エ 日高郡由良町黒島北端から354°-20'1, 000mの点 オ 基点第152号から286°-20'2, 000mの点 カ 基点第157号から262°-20'1, 000mの点 キ 基点第161号から基点第167号見通し線と基点第166号から日高郡由良町高見山頂上見通し線との交点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網及び敷網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈、戸津井、小引、大引、神谷、吹井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第18号	日高郡由良町吹井地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第162号、基点第161号、ア、イ、ウ、エ及び基点第163号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町鳶島頂点に設置した標識 基点第162号 日高郡由良町神谷通称水流れの鼻に設置した標識 基点第163号 日高郡旧由良村旧白崎村界に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 ア 基点第161号から基点第167号見通し線上200mの点 イ 基点第163号から205°-30'460mの点 ウ 基点第163号から205°-30'250mの点 エ 基点第163号から166°-15'200mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷、吹井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第19号	日高郡日高町蟻島地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	日高郡日高町蟻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷、吹井、日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第20号	日高郡日高町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業 第三種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業 うつば籠漁業 雑魚地曳網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第167号、ア、基点第166号、基点第182号、イ、ウ、基点第173号及び基点第174号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、日高郡日高町蟻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域を除く。 基点第166号 日高郡日高町蟻島陸地測量部三角点に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 基点第173号 日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 基点第174号 日高郡日ノ御崎に設置した標識 基点第182号 日高郡日高町蟻島通称せきのつめに設置した標識 ア 基点第167号から日高郡由良町鳶島頂上見通し線と基点第166号から日高郡由良町高見山見通し線との交点 イ 基点第182号から232°-20'1, 880mの点 ウ 基点第173号から257°-59'900mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考		
和共第21号	日高郡美浜町及び御坊市塩屋町地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第174号、基点第173号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第180号の各点を順次に結んだ線、基点第181号と基点第178号を結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、基点第178号、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第173号 日高郡日ノ御崎大倉礁頂上に設置した標識 基点第174号 日高郡日ノ御崎に設置した標識 基点第178号 御坊市塩屋町北塩屋大浜に設置した標識 基点第180号 御坊市御坊火力発電所西防波堤に設置した標識	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井、御坊市名屋、名屋町、御坊、園、島、塩屋町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで			
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業 うつば籠漁業		基点第181号 御坊市御坊火力発電所北防波堤に設置した標識								
		第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業		ア 基点第173号から257° - 59' 900mの点 イ 基点第173号から205° - 18' 900mの点 ウ 基点第173号から164° - 34' 900mの点 エ ウから75° - 33' の方位線とオから紀伊日ノ御崎灯台見通し線との交点 オ 基点第180号から御坊市鰹島西端見通し線上3, 400mの点 カ 基点第178号から228° - 04' 1, 114mの点 キ 基点第178号から229° - 06' 1, 150mの点 ク 基点第178号から229° - 31' 1, 145mの点 ケ 基点第178号から234° - 46' 1, 382mの点 コ 基点第178号から239° - 06' 1, 397mの点 サ 基点第178号から239° - 02' 1, 408mの点 シ 基点第178号から241° - 52' 1, 423mの点 ス 基点第178号から241° - 54' 1, 419mの点 セ 基点第178号から243° - 09' 1, 427mの点 ソ 基点第178号から242° - 16' 1, 517mの点 タ 基点第178号から257° - 20' 1, 682mの点 チ 基点第178号から258° - 54' 1, 602mの点 ツ 基点第178号から258° - 17' 1, 592mの点 テ 基点第178号から254° - 48' 1, 027mの点 ト 基点第178号から261° - 12' 845mの点 ナ 基点第178号から262° - 01' 848mの点 ニ 基点第178号から268° - 02' 599mの点 ヌ 基点第178号から267° - 23' 597mの点 ネ 基点第178号から274° - 44' 440mの点 ノ 基点第178号から274° - 09' 438mの点 ハ 基点第178号から278° - 06' 385mの点 ヒ 基点第178号から275° - 47' 377mの点								

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
					フ 基点第178号から305° - 45' 276mの点 ヘ 基点第178号から333° - 31' 234mの点 ホ 北緯33° 52' 16.24"、東経135° 9' 32.2"の点 マ 北緯33° 52' 16.59"、東経135° 9' 33.52"の点						

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第22号	御坊市塩屋町、名田町地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第178号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第186号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、イ、ア及び基点第178号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第178号 御坊市塩屋町北塩屋大浜に設置した標識 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 基点第183号 御坊市塩屋町南塩屋権現岩に設置した標識 基点第184号 御坊市塩屋町名田町界に設置した標識 基点第186号 御坊市名田町日高郡印南町界に設置した標識 ア 基点第178号から228°-04'の方位線と基点第183号から268°-30'の方位線との交点 イ 基点第183号から268°-30'763mの点 ウ 基点第179号から253°-25'1,520mの点 エ 基点第184号から239°-17'2,180mの点 オ 基点第184号から239°-17'1,870mの点 カ 基点第184号から223°-29'2,800mの点 キ 基点第186号から214°-29'2,800mの点 ク 基点第178号から192°-40'499mの点 ケ 基点第178号から192°-14'516mの点 コ 基点第178号から207°-50'621mの点 サ 基点第178号から208°-29'613mの点 シ 基点第178号から210°-45'637mの点 ス 基点第178号から206°-26'695mの点 セ 基点第178号から217°-25'836mの点 ソ 基点第178号から216°-43'845mの点 タ 基点第178号から229°-06'1,150mの点 チ 基点第178号から229°-31'1,145mの点 ツ 基点第178号から234°-46'1,382mの点 テ 基点第178号から239°-06'1,397mの点 ト 基点第178号から239°-02'1,408mの点 ナ 基点第178号から239°-59'1,412mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	御坊市塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業								
		第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業								

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第24号	日高郡みなべ町地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第189号、ア、イ、ウ、基点第192号及び基点第193号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部については下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域、エ、オ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（「雑魚小型定置漁場」という。）並びに基点第191号を中心とし150mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第189号 日高郡印南町みなべ町界に設置した標識 基点第190号 日高郡みなべ町東岩代川河口右岸防波堤北端から61mの点に設置した標識 基点第191号 日高郡みなべ町通称市の島中央部に設置した標識 基点第192号 日高郡みなべ町堺地先通称菊見島に設置した標識 基点第193号 日高郡みなべ町田辺市界に設置した標識	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。 4 雑魚小型定置漁業は、雑魚小型定置漁場の区域内で営むこととする。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡みなべ町西岩代、東岩代、山内、埴田、堺	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業		ア 基点第189号から208°-27' 1,000mの点 イ 基点第189号から129°-47' 2,640mの点 ウ 基点第192号から240°-27' 1,200mの点 エ 基点第190号から221°-28' 640mの点 オ 基点第190号から193°-58' 610mの点 カ 基点第190号から199°-03' 1,950mの点 キ 基点第190号から207°-58' 1,960mの点						
		第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業								

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第30号	田辺市及び西牟婁郡白浜町地先	第二種共同漁業 第三種共同漁業	あなご籠漁業 いわし船曳網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第193号、基点第192号、ア、基点第201号、イ、ウ及び基点第232号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第192号 日高郡みなべ町堺地先通称菊見島に設置した標識 基点第193号 日高郡みなべ町田辺市界に設置した標識 基点第194号 日高郡みなべ町森の鼻南端に設置した標識 基点第201号 田辺市灘島南端に設置した標識 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第194号から基点第201号見通し線と基点第192号から240° - 27' の方位線との交点 イ 基点第209号から田辺市神島西端見通し線上360mの点 ウ 基点第232号から0° - 27' 900mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。 3 いわし船曳網漁業は、日の出から日没までの間無動力船（機船船びき網漁業の許可を受けたものを除く。）のみにより曳き回すものに限り、目合5mm以下の網を用いてはならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第32号	田辺市加納地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 雑魚刺網漁業 うつば籠漁業	1月1日から12月31日まで	田辺市加納の最大高潮時海岸線と同線より沖合100mの等距離線によって囲まれた区域	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第33号	西牟婁郡白浜町番所の崎地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	いせえび漁業 せみえび漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第232号から270°-03'2, 350mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡みなべ町山内、埴田、堺、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第34号	西牟婁郡白浜町中地先	第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第236号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第236号 西牟婁郡白浜町鴨居中界に設置した標識 基点第238号 西牟婁郡白浜町中大浜中央基点に設置した標識 ア 基点第236号から210°-27' 370mの点 イ アから富田川河口堤防南端見通し線とカからウ見通し線との交点 ウ 基点第238号から244°-57' 2,000mの点 エ 基点第238号から194°-27' 2,000mの点 オ 基点第238号から151°-57' 320mの点 カ 基点第238号から304°-27' 363mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町中	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第35号	西牟婁郡白浜町日置、塩野地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 うに漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 うつば籠漁業 かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第242号、ア、イ及び基点第247号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第242号 西牟婁郡白浜町椿日置界仏崎に設置した標識 基点第247号 西牟婁郡白浜町すさみ町界小石の鼻に設置した標識 ア 基点第242号から270°-27' 1,400mの点 イ 基点第247号から205°-17' 1,200mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町日置、安宅、塩野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第36号	西牟婁郡すさみ町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 せみえび漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第247号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第255号の各点を順次に結んだ線、西牟婁郡すさみ町口和深地先三ツ石の距岸200m等距離線、最大高潮時海岸線、周参見川下流第二橋梁下流端、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第247号 西牟婁郡白浜町すさみ町界小石の鼻に設置した標識 基点第251号 西牟婁郡すさみ町口和深黒崎突端に設置した標識 基点第253号 西牟婁郡すさみ町江住江須崎地先通称カイラ島突端に設置した標識 基点第255号 西牟婁郡すさみ町東牟婁郡申本町界に設置した標識 ア 基点第247号から205° - 17' 1, 200mの点 イ 基点第251号から172° - 35' 590mの点 ウ 基点第251号から152° - 25' 500mの点 エ 基点第253号から204° - 30' 480mの点 オ 基点第255号から200° - 47' 1, 000mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡すさみ町周参見、口和深、見老津、江住、里野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第37号	東牟婁郡串本町和深から鬮野川に至る地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いそのもの漁業 にまいがいがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつば籠漁業 かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第255号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線、ケからコに至る距岸500mの等距離線、コとサを結んだ線、サからシに至る距岸250mの等距離線、シ、東牟婁郡串本町鬮野川地先一の島東端、ス及び基点第275号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第255号 西牟婁郡すさみ町東牟婁郡串本町界に設置した標識 基点第257号 東牟婁郡串本町横島南端に設置した標識 基点第258号 東牟婁郡串本町双島南端に設置した標識 基点第259号 東牟婁郡串本町田並野なぎ漁港西防波堤基部に設置した標識 基点第261号 東牟婁郡串本町田並大島頂上に設置した標識 基点第262号 東牟婁郡串本町串本有田界地藏の鼻に設置した標識 基点第263号 東牟婁郡串本町高富二色界に設置した標識 基点第265号 東牟婁郡串本町潮岬地先沖のモヅジ頂上に設置した標識 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲出雲崎突端に設置した標識 基点第271号 東牟婁郡串本町串本出雲界に設置した標識 基点第275号 東牟婁郡串本町鬮野川姫界に設置した標識 ア 基点第255号から200° - 47' 1, 000mの点 イ 基点第257号から200° - 37' 150mの点 ウ 基点第258号から200° - 37' 100mの点 エ 基点第259号から204° - 30' 1, 560mの点 オ 基点第261号から187° - 37' 580mの点 カ 基点第261号から187° - 37' 1, 000mの点 キ 基点第262号から155° - 45' 860mの点 ク 基点第263号から186° - 00' 1, 100mの点 ケ 基点第265号から基点第263号見通し線上距岸500m点 コ 基点第269号から84° - 13' の方位線上距岸500mの点 サ 基点第269号から東牟婁郡串本町二子島南端見通し線上距岸250mの点 シ 基点第271号から東牟婁郡串本町権現島頂上見通し線上距岸250mの点 ス 基点第275号から東牟婁郡串本町戸島崎地先金山小瀬見通し線上364mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第38号	東牟婁郡串本町紀伊大島地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 うつぼ籠漁業	1月1日から12月31日まで	東牟婁郡串本町紀伊大島及び通夜島の距岸350mの等距離線、同町苗我島の距岸100mの等距離線、同町樫野崎地先小鯉島の距岸150mの等距離線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、通夜島地先虎出礁から距岸100m以西の区域を除く。	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町串本、大島、須江、樫野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第39号	東牟婁郡串本町姫から津荷に至る地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業 第三種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがいがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業 雑魚地曳網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第275号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第303号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、東牟婁郡串本町紀勢本線古座川鉄橋下流端、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第275号 東牟婁郡串本町鬮野川姫界に設置した標識 基点第300号 東牟婁郡串本町古座川右岸河口の突端より西へ28mの点に設置した標識 基点第302号 東牟婁郡串本町古座津荷界に設置した標識 基点第303号 東牟婁郡串本町田原へクサビ宝島界に設置した標識 ア 基点第275号から東牟婁郡串本町戸島崎地先金山小瀬見通し線上364mの点 イ 基点第300号から東牟婁郡串本町金山見通し線上2,740mの点 ウ エから180°-37'1,600mの点 エ カから東牟婁郡串本町樫野崎地先小鯉島見通し線上1,000mの点 オ 基点第303号から146°-37'1,200mの点 カ 基点第302号から175°-37'145mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町鬮野川、姫、姫川、伊串、神野川、西向、古座、上野山、中湊、津荷、田原	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第43号	東牟婁郡太地町地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第318号、ア、イ、ウ、基点第336号、オ、エ及び基点第335号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、基点第331号、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第318号 東牟婁郡那智勝浦町太地町界に設置した標識 基点第319号 東牟婁郡太地町梶取崎突端に設置した標識 基点第320号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 基点第325号 東牟婁郡太地町太地森浦界に設置した標識 基点第331号 東牟婁郡那智勝浦町湯川太地町太地界に設置した標識 基点第335号 東牟婁郡太地町太地那智勝浦町湯川界に設置した標識 基点第336号 東牟婁郡太地町鯉島に設置した標識 基点第340号 東牟婁郡那智勝浦町福井の鼻に設置した標識 ア 基点第318号から135°-33'1,000mの点 イ 基点第319号から137°-33'1,000mの点 ウ 基点第320号から46°-33'の方位線とオから基点第336号見通し線との交点 エ 基点第335号から137°-23'220mの点 オ 基点第340号から261°-33'の方位線上同基点と対岸との中央の点 カ キから東牟婁郡那智勝浦町鶴島南端見通し線と基点第331号から基点第325号見通し線との交点 キ 北緯33°35'59"、東経135°55'45"の点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第44号	東牟婁郡那智勝浦町二河地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いそもの漁業 にまいがい漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ及び基点第331号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、湯川川下流第三橋梁下流端、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第325号 東牟婁郡太地町太地森浦界に設置した標識 基点第331号 東牟婁郡那智勝浦町湯川太地町太地界に設置した標識 ア 北緯33°35'59"、東経135°55'45"の点 イ アから東牟婁郡那智勝浦町鶴島南端見通し線と基点第331号から基点第325号見通し線との交点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第46号	新宮市地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点第356号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域。ただし、基点第356号、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線、シとスを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第356号 東牟婁郡那智勝浦町新宮市界佐野川松瀬橋南詰より24m南に設置した標識 基点第359号 新宮市三輪崎新宮界にある境界岩頂上に設置した標識 基点第360号 熊野川河口右岸防潮堤北端に設置した標識	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	新宮市佐野、三輪崎、新宮、王子町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業 かに籠漁業		ア 基点第360号から68° - 36' 196mの点 イ 基点第360号から105° - 00' 1, 076mの点 ウ イから139° - 03' 1, 548mの点 エ カから139° - 03' 2, 500mの点 オ 基点第356号から106° - 33' 2, 497mの点 カ 基点第359号から52° - 33' 60mの点 キ 基点第356号から106° - 33' 1, 447mの点 ク キから27° 02' 350mの点 ケ クから350° - 02' 250mの点 コ ケから26° - 02' 710mの点 サ コから351° - 02' 400mの点 シ スから160° - 32' 270mの点 ス 新宮港既設護岸前面西詰から70° - 02' 180mの点						
		第三種共同漁業	雑魚地曳網漁業								

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第47号	日高郡由良町神谷及び日高町志賀地先	第二種共同漁業	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第293号と基点第166号及び基点第294号の各点を順次に結んだ線、基点第162号、基点第161号及び基点第167号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、日高郡日高町蟻島の最大高潮時海岸線と同線より沖合200mの等距離線によって囲まれた区域を除く。 基点第162号 日高郡由良町神谷通称水流れの鼻に設置した標識 基点第166号 日高郡日高町蟻島陸地測量部三角点に設置した標識 基点第167号 日高郡由良町日高町界に設置した標識 基点第161号 日高郡由良町鳶島頂点に設置した標識 基点第293号 日高郡由良町神谷神谷崎南端に設置した標識 基点第294号 日高郡日高町方杭方杭崎西端に設置した標識	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷、吹井、江ノ駒、網代、里、阿戸、日高町志賀、方杭	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第48号	和歌山市雑賀崎及び田野地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚刺網漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第19号、ア、イ及び基点第21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第19号 和歌山市雑賀崎田野界に設置した標識 基点第21号 和歌山市田野波早崎最南端に設置した標識 ア 基点第19号から202°-50'1,660mの点 イ 基点第21号から202°-50'1,000mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市雑賀崎、西浜、田野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
					ハ ヒからア見通し線上765mの点 ヒ 基点第50号から339°-20' 500mの点 フ 基点第46号から15°-30' 290mの点 ヘ 基点第46号から8°-00' 291mの点 ホ 基点第46号から356°-30' 258mの点 マ 基点第46号から352°-30' 240mの点 ミ 基点第46号から348°-54' 231mの点 ム 基点第46号から325°-30' 190mの点 メ 基点第46号から318°-00' 177mの点 モ 基点第46号から236°-00' 230mの点						

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第52号	東牟婁郡串本町田原地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 えむし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第303号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、田原川下流第三橋梁下流端、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第303号 東牟婁郡串本町田原ヘクサビ宝島界に設置した標識 基点第304号 東牟婁郡串本町森戸崎南端に設置した標識 基点第306号 東牟婁郡串本町那智勝浦町界に設置した標識 ア 基点第303号から146°-37'1, 200mの点 イ 基点第304号から139°-52'1, 200mの点 ウ エから138°-05'900mの点 エ 基点第306号から138°-05'の方位線と最大高潮時海岸線との交点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町田原	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第53号	東牟婁郡那智勝浦町字久井地先	第一種共同漁業 第二種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業 ひじき・もずく漁業 てんぐさ漁業 のり・ふのり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばい・まがきがい漁業 さざえ・かき・いその漁業 たこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚刺網漁業 かに刺網漁業 うつぼ籠漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第350号、ア、イ、ウ及び基点第356号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域 基点第349号 東牟婁郡那智勝浦町勝浦天満界に設置した標識 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川右岸河口堤防に設置した標識 基点第351号 東牟婁郡那智勝浦町太平石頂上に設置した標識 基点第356号 東牟婁郡那智勝浦町新宮市界佐野川松瀬橋南詰より24m南に設置した標識 ア 基点第349号から東牟婁郡那智勝浦町ナキワノ鼻見通し線と基点第350号から基点第351号見通し線との交点 イ アから129°-33'3, 850mの点 ウ 基点第356号から106°-33'2, 497mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 刺網漁業は、網漁具を敷設して行うものに限る。 3 籠漁業は、連結した漁具の総延長が30m以上の規模のものに限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川、高津気、宇久井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

つきいそ漁業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第200号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から275°-30'2,160mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第201号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から239°-15'4,360mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第202号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から3°-57'3,360mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第203号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から318°-19'4,320mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第205号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第8号 和歌山市加太沖ノ島平栄ノ鼻三ツ岩の西岩中央部に設置した標識ア 基点第8号から210°-58'910mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第206号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から205°-30'1,630mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第207号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から334°-20'2,280mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第208号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から252°-10'1,870mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第209号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から312°-00'3,080mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第210号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識ア 基点第10号から224°-20'2,920mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	備 考
和共第211号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第8号 和歌山市加太沖ノ島平栄ノ鼻三ツ岩の西岩中央部に設置した標識 ア 基点第8号から255° - 25' 1, 800mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第212号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第4号 和歌山市加太神島西南部に設置した標識 ア 基点第4号から321° - 05' 270mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第215号	有田市宮崎町宮崎ノ鼻地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、120mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第92号 有田市宮崎町宮崎ノ鼻突端に設置した標識 ア 基点第92号から288° - 07' 1, 070mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市港町、宮崎町（ただし、1200番代から1400番代の番地が表示される住所の地区（以下「逢井」という。）を除く。）、箕島	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第221号	有田市初島町地ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第76号 有田市初島町地ノ島通称大碇に設置した標識 ア 基点第76号から200° - 00' 290mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市初島町浜、里	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第222号	有田市宮崎町逢井地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、60mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町黒島通称庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から157° - 11' 340mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町のうち逢井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第223号	有田市宮崎町逢井地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、50mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から158°-00'330mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町のうち逢井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第224号	有田市宮崎町逢井地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、40mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第98号 有田市宮崎町逢井満越岩中央部に設置した標識 ア 基点第98号から221°-40'210mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町のうち逢井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第225号	有田市千田地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア 基点第102号から231°-29'660mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市千田	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第227号	有田市宮崎町矢櫃地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第93号 有田市宮崎町剣崎突端に設置した標識 ア 基点第93号から235°-20'370mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市港町、宮崎町（ただし、逢井を除く。）、箕島	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第228号	有田郡湯浅町地先ソノ瀬西方	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第142号 日高郡由良町衣奈黒島通称鶉の糞に設置した標識 ア 基点第142号から12°-50'2,130mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町田、栖原、湯浅、広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第229号	日高郡由良町衣奈地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、120mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町衣奈地先通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から45°-40'480mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第230号	日高郡由良町衣奈地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町衣奈地先通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から40°-18'1,390mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第231号	日高郡由良町衣奈黒島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第142号 日高郡由良町衣奈黒島通称鶉の糞に設置した標識 ア 基点第142号から243°-30'860mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第232号	日高郡由良町衣奈黒島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第142号 日高郡由良町衣奈黒島通称鶉の糞に設置した標識 ア 基点第142号から340°-20'240mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第233号	日高郡由良町小引十九島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第150号 日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア 基点第150号から284°-26'610mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町戸津井、小引	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第234号	日高郡由良町小引地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第150号 日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア 基点第150号から196° - 30' 530mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町戸津井、小引	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第235号	日高郡由良町小引十九島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第150号 日高郡由良町小引十九島通称ドサ梶取に設置した標識 ア 基点第150号から286° - 27' 170mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町戸津井、小引	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第236号	日高郡日高町阿尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第173号 日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 ア 基点第173号から311° - 15' 3, 120mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町戸津井、小引	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第237号	日高郡由良町大引地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大引大落頂上に設置した標識 ア 基点第155号から257° - 37' 1, 620mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大引	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第238号	日高郡日高町蟻島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第157号 日高郡由良町神谷畑島地先平落岩頂上に設置した標識 ア 基点第157号から218° - 15' 1, 170mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷、吹井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第239号	日高郡由良町神谷地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第157号 日高郡由良町神谷畑島地先平礫岩頂上に設置した標識 ア 基点第157号から189° - 30' 518mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷、吹井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第244号	日高郡日高町阿尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第172号 日高郡日高町阿尾蛇ノ鼻に設置した標識 ア 基点第172号から346° - 15' 700mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第246号	日高郡日ノ御崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第173号 日高郡日ノ御崎地先大倉礁頂上に設置した標識 ア 基点第173号から232° - 30' 1, 560mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第247号	日高郡日高町阿尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第172号 日高郡日高町阿尾蛇ノ鼻に設置した標識 ア 基点第172号から289° - 40' 250mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第248号	日高郡美浜町三尾地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、150mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第175号 日高郡美浜町三尾鍾取島頂上に設置した標識 ア 基点第175号から148° - 46' 1, 690mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	備 考
和共第249号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第175号 日高郡美浜町三尾垂取島頂上に設置した標識 ア 基点第175号から206°-21'4, 440mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井、御坊市名屋、名屋町、御坊、園、島、塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第250号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から267°-48'3, 620mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第251号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から210°-33'3, 860mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	御坊市塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第252号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から183°-05'3, 265mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	御坊市塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第253号	日高郡印南町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア 基点第188号から242°-15'9, 020mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第254号	日高郡印南町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア 基点第188号から264°-39'3, 780mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第255号	日高郡印南町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第188号 日高郡印南町切目崎に設置した標識 ア 基点第188号から283°-30'3, 200mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡印南町津井、印南、西ノ地、島田、山口	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第256号	西牟婁郡白浜町番所の崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第232号から278°-45'4, 100mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡みなべ町塚、田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町、磯間、新庄町、神島台、たきない町、西牟婁郡白浜町堅田、才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第261号	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第232号から233°-11'5, 250mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第262号	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から277°-25'5, 020mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第263号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から201°-00'5, 420mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第264号	西牟婁郡白浜町日置地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第243号 西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア 基点第243号から164°-18'2, 020mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第265号	西牟婁郡白浜町日置地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第243号 西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア 基点第243号から206°-18'1, 600mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第266号	西牟婁郡すさみ町周参見地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第248号 西牟婁郡すさみ町周参見オン崎通称ヤジバエ中央部に設置した標識 ア 基点第248号から173°-20'1, 225mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡すさみ町周参見	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第267号	東牟婁郡串本町潮岬地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第265号 東牟婁郡串本町潮岬地先沖のモブジ頂上に設置した標識 ア 基点第265号から266°-30'1, 510mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	備 考
和共第268号	東牟婁郡串本町出雲地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第276号 東牟婁郡串本町出雲二子島に設置した標識 ア 基点第276号から86° - 50' 850mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第269号	東牟婁郡太地町燈明崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 ア 基点第320号から101° - 33' 2,000mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第270号	東牟婁郡那智勝浦町太平石地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、1,000mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第351号 東牟婁郡那智勝浦町太平石頂上に設置した標識 ア 基点第351号から109° - 39' 810mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第271号	東牟婁郡那智勝浦町山成島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第336号 東牟婁郡太地町鯉島に設置した標識 ア 基点第336号から39° - 15' 1,675mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第272号	新宮市三輪崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第357号 新宮市三輪崎孔島と鈴島を結ぶ堤防孔島付根に設置した標識 ア 基点第357号から89° - 30' 3,870mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	備 考
和共第273号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から264°-17'4, 640mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第274号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から280°-42'3, 070mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第275号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から265°-50'2, 520mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第276号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第5号 和歌山市加太城ヶ崎突端に設置した標識 ア 基点第5号から356°-35'3, 360mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第277号	和歌山市加太沖ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第4号 和歌山市加太神島南西部に設置した標識 ア 基点第4号から278°-00'1, 640mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	関 係 地 区	存続期間	備 考
和共第278号	西牟婁郡白浜町瀬戸崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第232号 西牟婁郡白浜町番所の崎突端に設置した標識 ア 基点第232号から204° - 47' 3, 640mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第280号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から214° - 02' 6, 060mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第281号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から208° - 35' 6, 140mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、日置、安宅、塩野、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第282号	西牟婁郡白浜町椿地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第237号 西牟婁郡白浜町中舟流島中央部に設置した標識 ア 基点第237号から194° - 22' 6, 060mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第283号	有田郡広川町鷹島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、50mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第130号 有田郡広川町鷹島通称赤ゲの鼻に設置した標識 ア 基点第130号から240° - 20' 172mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第284号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から313°-45'1,860mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第285号	新宮市三輪崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第357号 新宮市三輪崎孔島と鈴島を結ぶ堤防孔島付根に設置した標識 ア 基点第357号から70°-48'4,300mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町、那智勝浦町二河、湯川、築地、勝浦、北浜、朝日、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々、狗子ノ川、高津気、宇久井、新宮市三輪崎、佐野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第286号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から296°-30'3,130mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第287号	有田市宮崎町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第96号 有田市宮崎町馬島中央部に設置した標識 ア 基点第96号から242°-06'512mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市港町、宮崎町（ただし、逢井を除く。）、箕島	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第288号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から273°-00'4,260mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第289号	日高郡美浜町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から262°-38'3, 870mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡美浜町三尾、和田、吉原、浜ノ瀬、田井	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第292号	和歌山市雑賀崎地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、50mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第17号 和歌山市雑賀崎中ノ島通称イサギ場南端に設置した標識 ア 基点第17号から121°-20'200mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市雑賀崎、西浜	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第293号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から301°-45'2, 820mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第294号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から220°-25'2, 875mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	御坊市塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第295号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から200°-56'3, 000mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	御坊市塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第296号	御坊市名田町地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第179号 御坊市鯉島中央部に設置した標識 ア 基点第179号から175°-42'3, 880mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	御坊市塩屋町、名田町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第297号	日高郡由良町大引地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、150mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大引大落頂上に設置した標識 ア 基点第155号から238°-25'530mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大引	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第298号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埵灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から268°-30'3, 250mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第299号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第370号 和歌山市加太友ヶ島灯台基部に設置した標識 ア 基点第370号から45°-00'2, 410mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第300号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埵灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から278°-30'3, 410mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第301号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から245°-15'4, 400mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第302号	和歌山市加太地ノ島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第1号 大阪府和歌山県界に設置した標識 ア 基点第1号から257°-00'3, 690mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第303号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から287°-40'1, 760mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第304号	日高郡日高町中磯地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第169号 日高郡日高町比井中磯中央部に設置した標識 ア 基点第169号から309°-00'810mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第305号	日高郡日高町中磯地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第169号 日高郡日高町比井中磯中央部に設置した標識 ア 基点第169号から284°-00'540mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町志賀、方杭、小浦、津久野、比井、産湯、阿尾	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第306号	日高郡日高町蟻島地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第157号 日高郡由良町神谷畑島地先平落岩頂上に設置した標識 ア 基点第157号から207° - 50' 1, 250mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町江ノ駒、網代、里、阿戸	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第307号	和歌山市加太地先	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第10号 和歌山市加太田倉崎灯台基部南西に設置した標識 ア 基点第10号から345° - 30' 2, 640mの点	免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

ぶり飼付漁業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第413号	西牟婁郡白浜町日置地先	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日から翌年3月31日まで	次のアを中心とし、200mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 ア 基点第243号 西牟婁郡白浜町日置市江崎に設置した標識 ア 基点第243号から214° - 20' 2, 120mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 飼付漁業は、一日当たり20kg以上の投餌を伴うものに限る。漁業時期は、投餌の終了後一箇月以内の期間に限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町日置、安宅、塩野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第414号	西牟婁郡白浜町日置地先	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日から翌年3月31日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 ア 基点第245号 西牟婁郡白浜町日置村島頂上に設置した標識 ア 基点第245号から169° - 00' 4, 000mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 飼付漁業は、一日当たり20kg以上の投餌を伴うものに限る。漁業時期は、投餌の終了後一箇月以内の期間に限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町日置、安宅、塩野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第418号	東牟婁郡串本町潮岬地先	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日から翌年4月30日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 ア 基点第268号 東牟婁郡串本町潮岬イナヤ中央部に設置した標識 ア 基点第268号から184° - 40' 1, 110mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 飼付漁業は、一日当たり20kg以上の投餌を伴うものに限る。漁業時期は、投餌の終了後一箇月以内の期間に限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和共第419号	東牟婁郡串本町潮岬地先	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日から翌年4月30日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第265号 東牟婁郡串本町潮岬地先沖のモブジ頂上に設置した標識 ア 基点第265号から255° - 58' 2, 850mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 飼付漁業は、一日当たり20kg以上の投餌を伴うものに限る。漁業時期は、投餌の終了後一箇月以内の期間に限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第421号	東牟婁郡串本町須江地先	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日から翌年4月30日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第287号 東牟婁郡串本町須江中鼻地先通称ホウラク岩頂上に設置した標識 ア 基点第287号から151° - 50' 500mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 飼付漁業は、一日当たり20kg以上の投餌を伴うものに限る。漁業時期は、投餌の終了後一箇月以内の期間に限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	
和共第422号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	第三種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日から翌年4月30日まで	次のアを中心とし、100mの半径をもって画いた線によって囲まれた区域 基点第309号 東牟婁郡那智勝浦町浦神耳ノ鼻地先通称座ノ島東端に設置した標識 ア 基点第309号から111° - 13' 1, 870mの点	1 免許を受けた漁業種類ごとの漁業権行使者数、延操業日数、年間漁獲量及び漁獲金額について、水産業協同組合法に定める業務報告書に記載し報告しなければならない。 2 飼付漁業は、一日当たり20kg以上の投餌を伴うものに限る。漁業時期は、投餌の終了後一箇月以内の期間に限る。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

定置漁業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第2号	有田市宮崎町逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町逢井黒島、通称庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から96° - 29' 100mの点 イ 基点第97号から276° - 29' 100mの点 ウ イから219° - 29' 800mの点 エ アから189° - 29' 800mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町逢井	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第3号	有田市宮崎町逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町逢井、仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から100° - 29' 100mの点 イ 基点第99号から280° - 29' 100mの点 ウ イから219° - 29' 800mの点 エ アから189° - 29' 800mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町逢井	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第4号	有田市千田地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 有田市千田地先、西蔭の突端に設置した標識 ア 基点第101号から127° - 29' 100mの点 イ 基点第101号から307° - 29' 100mの点 ウ イから233° - 29' 800mの点 エ アから214° - 29' 800mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市千田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第6号	西牟婁郡白浜町椿地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第240号 西牟婁郡白浜町椿地先、大赤島中央部に設置した標識 ア 基点第240号から257° - 03' 1, 190mの点 イ 基点第240号から221° - 32' 530mの点 ウ 基点第240号から212° - 19' 700mの点 エ 基点第240号から215° - 19' 900mの点 オ 基点第240号から237° - 48' 1, 510mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町椿	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第8号	東牟婁郡串本町檜野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第281号 東牟婁郡串本町檜野、黒鼻通称オオジマのアラサ魚見台東端に設置した標識 ア 基点第281号から351° - 07' 170mの点 イ 基点第281号から66° - 28' 312mの点 ウ 基点第281号から127° - 08' 105mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町檜野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第9号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次の基点第282号、ア、イ、ウ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町樫野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から259°-38' 250mの点 イ 基点第282号から347°-01' 612mの点 ウ 基点第282号から32°-38' 660mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町樫野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第10号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第282号、ア、イ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町樫野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から32°-23' 270mの点 イ 基点第282号から309°-08' 240mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町樫野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第11号	東牟婁郡串本町田原地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第305号 東牟婁郡串本町田原宇荒船地先、立石南端蓄養池北角に設置した標識 ア 基点第305号から188°-00' 758mの点 イ 基点第305号から149°-00' 444mの点 ウ 基点第305号から137°-00' 1,480mの点 エ 基点第305号から155°-00' 1,602mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町田原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第12号	東牟婁郡太地町地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次の基点第320号、イ、ウ、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見跡展望台下に設置した標識 ア 基点第320号から340°-34' 500mの点 イ 基点第320号から68°-34' 1,200mの点 ウ 基点第320号から40°-34' 1,400mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第13号	東牟婁郡太地町地先	定置漁業	雑魚定置漁業	5月1日から12月31日まで	次の基点第321号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第321号 東牟婁郡太地町燈明崎北端岩壁ムシロ岩頂点に設置した標識 ア 基点第321号から308°-34' 360mの点 イ 基点第321号から8°-34' 420mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和定第14号	東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 東牟婁郡那智勝浦町宇久井上野山見崎に設置した標識 ア 基点第353号から158°-11' 550mの点 イ 基点第353号から140°-37' 2,180mの点 ウ 基点第353号から98°-22' 1,960mの点 エ 基点第353号から48°-35' 1,030mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町宇久井	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

のり養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第4号	和歌山市和歌浦南及び布引地先	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	次のイ、ウ、と基点第38号を結ぶ線、エとオを結ぶ線、基点第31号と基点第32号を結ぶ線、基点第33号とカを結ぶ線、キと基点第36号を結ぶ線、クと基点第37号を結ぶ線、ケとコを結ぶ線及びサとアを結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第38号 和歌山市和歌浦南片男波防波堤南端に設置した標識 基点第31号 和歌山市和歌浦中三断橋南西詰に設置した標識 基点第32号 和歌山市和歌浦中三断橋南東詰に設置した標識 基点第33号 和歌山市和歌浦中観海閣北東端に設置した標識 基点第36号 和歌山市和歌川支流和田川右岸西角に設置した標識 基点第37号 和歌山市和歌川支流中津川左岸北角に設置した標識 基点第39号 和歌山市布引亀の川河口右岸西角に設置した標識 ア 和歌山市布引新川橋下流端南詰 イ 基点第39号から174°-20'の方位線と対岸との交点 ウ 基点第39号から基点第38号の見通し線77.8mの点 エ 和歌山市不老橋下流端南詰 オ 和歌山市不老橋下流端北詰 カ 基点第33号から353°-14'の方位線と対岸との交点 キ 基点第36号から291°-54'の方位線と対岸との交点 ク 基点第37号から336°-24'の方位線と対岸との交点 ケ 和歌山市布引布引橋下流端北詰 コ 和歌山市布引布引橋下流端南詰 サ 和歌山市布引新川橋下流端北詰	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市和歌浦東、和歌浦中、和歌浦南、和歌川町、三葛、布引	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第5号	和歌山市布引地先	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第39号 和歌山市布引亀の川河口右岸西角に設置した標識 基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識 ア 基点第40号から209°-80'52mの点 イ 基点第39号から215°-70'70mの点 ウ 基点第39号から226°-70'87mの点 エ 基点第40号から226°-30'70mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市布引	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第8号	有田市宮崎町地先	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第85号 有田市港町内川導流堤突端に設置した標識 ア 基点第85号から97°-16'41.4mの点 イ 基点第85号から94°-42'56.3mの点 ウ 基点第85号から93°-41'88.6mの点 エ 基点第85号から94°-20'1, 217mの点 オ 基点第85号から101°-15'1, 224mの点 カ 基点第85号から103°-18'89.6mの点 キ 基点第85号から109°-03'59.4mの点 ク 基点第85号から115°-25'46.4mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町(逢井を除く。)、港町、箕島、古江見、野、辻堂、山田原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

わかめ養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第102号	和歌山市加太地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月15日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第9号 和歌山市加太、加太港第三波堤新旧接続部に設置した標識 ア 基点第9号から3° - 45' 548mの点 イ 基点第9号から12° - 55' 585mの点 ウ 基点第9号から6° - 15' 770mの点 エ 基点第9号から358° - 55' 792mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第104号	和歌山市雑賀崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第367号 和歌山市雑賀崎番所ノ鼻に設置した標識 ア 基点第367号から244° - 00' 260mの点 イ 基点第367号から225° - 50' 255mの点 ウ 基点第367号から227° - 40' 390mの点 エ 基点第367号から239° - 10' 395mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市雑賀崎	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第106号	和歌山市新和歌浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第25号 和歌山市新和歌浦沖の蓬莱岩中央部に設置した標識 ア 基点第25号から239° - 25' 232mの点 イ 基点第25号から226° - 20' 242mの点 ウ 基点第25号から231° - 15' 333mの点 エ 基点第25号から240° - 40' 326mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市新和歌浦	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第107号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から92° - 30' 62mの点 イ 基点第49号から71° - 15' 312mの点 ウ 基点第49号から57° - 55' 314mの点 エ 基点第49号から28° - 30' 71mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南市（海南市下津町を除く。）	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第108号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から198° - 40' 74mの点 イ 基点第49号から293° - 30' 120mの点 ウ 基点第49号から254° - 10' 280mの点 エ 基点第49号から224° - 25' 262mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南市（海南市下津町を除く。）	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第109号	海南省下津町塩津地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南省冷水、下津町界に設置した標識 ア 基点第50号から257° - 25' 300mの点 イ 基点第50号から249° - 49' 544mの点 ウ 基点第50号から238° - 12' 537mの点 エ 基点第50号から235° - 44' 290mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南省下津町塩津	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第110号	海南省下津町丸田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南省下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第53号から344° - 49' 232mの点 イ 基点第53号から12° - 44' 99mの点 ウ 基点第53号から320° - 19' 72mの点 エ 基点第53号から324° - 44' 222mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南省下津町丸田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第112号	海南省下津町丸田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第56号 海南省下津町丸田、通称鳶の巣西側に設置した標識 ア 基点第56号から281° - 45' 254mの点 イ 基点第56号から46° - 45' 70mの点 ウ 基点第56号から19° - 00' 158mの点 エ 基点第56号から301° - 00' 292mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南省下津町丸田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第116号	海南省下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南省下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 ア 基点第65号から170° - 59' 201mの点 イ 基点第65号から227° - 59' 42mの点 ウ 基点第65号から239° - 59' 90mの点 エ 基点第65号から188° - 29' 189mの点 オ 基点第65号から211° - 59' 480mの点 カ 基点第65号から206° - 29' 490mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南省下津町大崎、方	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第117号	海南省下津町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第61号 海南省下津町大崎、通称一本松基部に設置した標識 ア 基点第61号から282° - 19' 186mの点 イ 基点第61号から27° - 19' 33mの点 ウ 基点第61号から16° - 29' 66mの点 エ 基点第61号から292° - 44' 195mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	海南省下津町大崎、方	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁 業 種 類	漁 業 名 称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考
和特区 第118 号	海南市下津 町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第63号 海南市下津町大崎、通称オサ磯に設置した標識 ア 基点第63号から270° - 20' 159mの点 イ 基点第63号から58° - 00' 154mの点 ウ 基点第63号から39° - 40' 182mの点 エ 基点第63号から288° - 50' 185mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町大 崎、方	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第121 号	海南市下津 町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年6月1 5日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第68号 海南市下津町方、通称馬瀬に設置した標識 ア 基点第68号から18° - 08' 217mの点 イ 基点第68号から20° - 48' 199mの点 ウ 基点第68号から347° - 41' 172mの点 エ 基点第68号から347° - 54' 192mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南市下津町大 崎、方	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第125 号	有田市港町 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第84号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波 堤上端線上100mの地点に設置した標識 基点第83号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波 堤上端線上600mの地点に設置した標識 ア 基点第84号から278° - 30' 50mの点 イ 基点第84号から278° - 30' 100mの点 ウ 基点第83号から278° - 30' 150mの点 エ 基点第83号から278° - 30' 50mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市宮崎町(逢 井を除く。)、港 町、箕島	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第126 号	有田市宮崎 町逢井地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第98号 有田市宮崎町逢井満越岩中央部に設置した標識 ア 基点第98号から64° - 20' 114mの点 イ 基点第98号から89° - 14' 116mの点 ウ 基点第98号から78° - 49' 314mの点 エ 基点第98号から69° - 37' 313mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市宮崎町逢井	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第127 号	有田市千田 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点第102号 有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置 した標識 ア 基点第102号から232° - 00' 208mの点 イ 基点第102号から258° - 40' 180mの点 ウ 基点第102号から260° - 30' 280mの点 エ 基点第102号から242° - 00' 298mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市千田	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第128号	有田郡湯浅町田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 有田郡湯浅町大字田、通称坊主渚突端に設置した標識 ア 基点第105号から163°-18'50mの点 イ 基点第105号から240°-03'205mの点 ウ 基点第105号から224°-38'228mの点 エ 基点第105号から163°-18'110mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第129号	有田郡湯浅町田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 有田郡湯浅町大字田、通称赤渚に設置した標識 ア 基点第106号から91°-10'167mの点 イ 基点第106号から257°-40'150mの点 ウ 基点第106号から230°-02'183mの点 エ 基点第106号から117°-20'196mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第130号	有田郡湯浅町田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から335°-30'367mの点 イ 基点第108号から335°-30'276mの点 ウ 基点第108号から2°-10'218mの点 エ 基点第108号から5°-07'281mの点 オ 基点第108号から346°-00'320mの点 カ 基点第108号から344°-30'372mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第131号	有田郡湯浅町田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から206°-25'180mの点 イ 基点第108号から291°-10'22mの点 ウ 基点第108号から291°-10'84mの点 エ 基点第108号から224°-35'192mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第132号	有田郡湯浅町栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 有田郡湯浅町大字栖原、通称黒渚に設置した標識 ア 基点第110号から203°-23'170mの点 イ 基点第110号から224°-18'162mの点 ウ 基点第110号から224°-18'350mの点 エ 基点第110号から232°-03'555mの点 オ 基点第110号から226°-06'572mの点 カ 基点第110号から214°-43'370mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町栖原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第133号	有田郡湯浅町栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 ア 基点第112号から214°-27'94mの点 イ 基点第112号から274°-33'70mの点 ウ 基点第112号から263°-53'270mの点 エ 基点第112号から245°-28'275mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町栖原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第134号	有田郡湯浅町毛無島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第113号 有田郡湯浅町毛無島に設置した標識 ア 基点第113号から320°-53'100mの点 イ 基点第113号から56°-28'108mの点 ウ 基点第113号から148°-03'135mの点 エ 基点第113号から219°-23'125mの点 オ 基点第113号から204°-33'217mの点 カ 基点第113号から144°-03'277mの点 キ 基点第113号から53°-13'248mの点 ク 基点第113号から343°-33'184mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町栖原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第135号	有田郡湯浅町苺藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第115号 有田郡湯浅町苺藻島通称よこかるも北東端に設置した標識 ア 基点第115号から46°-03'65mの点 イ 基点第115号から144°-03'242mの点 ウ 基点第115号から124°-03'285mの点 エ 基点第115号から59°-26'163mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町栖原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第136号	有田郡湯浅町苺藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第116号 有田郡湯浅町苺藻島通称たてかるも東端に設置した標識 基点第117号 有田郡湯浅町苺藻島通称たてかるも南西端に設置した標識 ア 基点第116号から108°-13'106mの点 イ 基点第117号から106°-39'280mの点 ウ 基点第117号から244°-33'70mの点 エ 基点第117号から212°-08'151mの点 オ 基点第117号から122°-37'337mの点 カ 基点第116号から132°-16'186mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町栖原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第139号	有田郡広川町山本地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第119号 有田郡広川町大字山本小浦船揚場護岸切れ目角(船揚小屋)に設置した標識 ア 基点第119号から264°-05'152mの点 イ 基点第119号から302°-20'270mの点 ウ 基点第119号から291°-40'315mの点 エ 基点第119号から257°-30'221mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第140号	有田郡広川町唐尾地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第126号 有田郡広川町鈴子防潮堤南西端に設置した標識 ア 基点第126号から242° - 55' 181mの点 イ 基点第126号から352° - 25' 146mの点 ウ 基点第126号から327° - 27' 250mの点 エ 基点第126号から269° - 45' 280mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町広山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第141号	有田郡広川町唐尾地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第125号 有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤突端に設置した標識 ア 基点第125号から353° - 00' 660mの点 イ 基点第125号から331° - 45' 1,050mの点 ウ 基点第125号から336° - 15' 1,100mの点 エ 基点第125号から358° - 00' 740mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町広山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第143号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 日高郡由良町大字衣奈通称三ツ石に設置した標識 ア 基点第135号から339° - 30' 363mの点 イ 基点第135号から3° - 25' 452mの点 ウ 基点第135号から63° - 00' 285mの点 エ 基点第135号から80° - 40' 105mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第144号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から55° - 40' 1,680mの点 イ 基点第139号から64° - 30' 1,655mの点 ウ 基点第139号から63° - 25' 660mの点 エ 基点第139号から42° - 50' 710mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第145号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311° - 10' 70mの点 イ 基点第137号から290° - 30' 100mの点 ウ 基点第137号から330° - 20' 325mの点 エ 基点第137号から339° - 30' 315mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第147号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317°-50' 750mの点 イ 基点第137号から318°-30' 600mの点 ウ 基点第137号から309°-55' 595mの点 エ 基点第137号から311°-04' 750mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第148号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から4°-25' 480mの点 イ 基点第137号から352°-30' 480mの点 ウ 基点第137号から354°-40' 675mの点 エ 基点第137号から3°-00' 670mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第155号	日高郡由良町大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立巖蛙石に設置した標識 ア 基点第153号から8°-30' 180mの点 イ 基点第153号から51°-45' 265mの点 ウ 基点第153号から72°-00' 210mの点 エ 基点第153号から11°-30' 83mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大引	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第156号	日高郡由良町大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉落頂点に設置した標識 ア 基点第154号から62°-40' 410mの点 イ 基点第154号から83°-00' 530mの点 ウ 基点第154号から95°-45' 448mの点 エ 基点第154号から75°-15' 293mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大引	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第157号	日高郡由良町大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大字大引、大落頂点に設置した標識 ア 基点第155号から123°-35' 605mの点 イ 基点第155号から147°-07' 830mの点 ウ 基点第155号から157°-00' 730mの点 エ 基点第155号から132°-10' 406mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大引	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第163 号	日高郡由良 町衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に 設置した標識 ア 基点第137号から311° - 10' 70mの点 イ 基点第137号から341° - 00' 450mの点 ウ 基点第137号から2° - 40' 450mの点 エ 基点第137号から48° - 00' 135mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良 町三尾川、 衣奈	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

ひろめ養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第201号	田辺市磯間地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から124° - 35' 225mの点 イ 基点第202号から143° - 00' 305mの点 ウ 基点第202号から152° - 10' 275mの点 エ 基点第202号から132° - 50' 185mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市磯間	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第202号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から191° - 30' 1,490mの点 イ 基点第202号から186° - 50' 1,700mの点 ウ 基点第202号から188° - 20' 1,720mの点 エ 基点第202号から193° - 20' 1,520mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市磯間	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第204号	田辺市磯間地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から322° - 40' 125mの点 イ 基点第202号から299° - 20' 110mの点 ウ 基点第202号から297° - 50' 230mの点 エ 基点第202号から309° - 30' 240mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市磯間	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第205号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から192° - 00' 1,420mの点 イ 基点第202号から193° - 20' 1,520mの点 ウ 基点第202号から201° - 05' 1,450mの点 エ 基点第202号から199° - 20' 1,350mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市磯間	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第208号	東牟婁郡串本町和深地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第375号 東牟婁郡串本町和深、熊野交通「安指」バス停前の岩に設置した標識 ア 基点第375号から219° - 21' 74mの点 イ 基点第375号から245° - 35' 104mの点 ウ 基点第375号から219° - 23' 204mの点 エ 基点第375号から205° - 23' 191mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第209号	東牟婁郡串本町田子地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第376号 東牟婁郡串本町田子、田子漁港突堤突端に設置した標識 ア 基点第376号から189°-21' 100mの点 イ 基点第376号から205°-08' 109mの点 ウ 基点第376号から192°-33' 224mの点 エ 基点第376号から184°-52' 220mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第210号	東牟婁郡串本町江田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から224°-29' 494mの点 イ 基点第377号から232°-33' 481mの点 ウ 基点第377号から233°-12' 531mの点 エ 基点第377号から225°-51' 543mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第211号	東牟婁郡串本町江田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から220°-30' 267mの点 イ 基点第377号から279°-35' 123mの点 ウ 基点第377号から280°-05' 143mの点 エ 基点第377号から224°-10' 277mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第212号	東牟婁郡串本町江田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から86°-07' 47mの点 イ 基点第377号から199°-59' 5mの点 ウ 基点第377号から188°-46' 125mの点 エ 基点第377号から149°-17' 133mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第213号	東牟婁郡串本町有田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第378号 東牟婁郡串本町有田、有田漁港東護岸突端に設置した標識 ア 基点第378号から299°-06' 85mの点 イ 基点第378号から302°-28' 134mの点 ウ 基点第378号から263°-19' 189mの点 エ 基点第378号から250°-24' 157mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第214号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から314° - 58' 60mの点 イ 基点第196号から31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から3° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から330° - 33' 170mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第215号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116° - 03' 152mの点 イ 基点第197号から173° - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から155° - 03' 234mの点 エ 基点第197号から125° - 33' 274mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第216号	田辺市江川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から245° - 42' 544mの点 イ 基点第379号から251° - 02' 565mの点 ウ 基点第379号から262° - 19' 406mの点 エ 基点第379号から255° - 46' 377mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第217号	田辺市江川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から79° - 09' 500mの点 イ 基点第379号から78° - 07' 319mの点 ウ 基点第379号から68° - 57' 326mの点 エ 基点第379号から73° - 30' 505mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第218号	田辺市上屋敷地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第379号から96° - 42' 1, 286mの点 イ 基点第379号から97° - 50' 1, 240mの点 ウ 基点第379号から92° - 31' 1, 185mの点 エ 基点第379号から91° - 37' 1, 233mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第219号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から41° - 18' 761mの点 イ 基点第207号から40° - 56' 791mの点 ウ 基点第207号から44° - 31' 801mの点 エ 基点第207号から45° - 02' 771mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第220号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア 基点第213号から333° - 45' 237mの点 イ 基点第213号から327° - 00' 215mの点 ウ 基点第213号から320° - 51' 258mの点 エ 基点第213号から326° - 51' 277mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第221号	東牟婁郡串本町鬮野川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第274号 東牟婁郡串本町、大水崎埋立地護岸北東端に設置した標識 ア 基点第274号から58° - 14' 294mの点 イ 基点第274号から67° - 47' 301mの点 ウ 基点第274号から80° - 09' 158mの点 エ 基点第274号から61° - 54' 144mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町鬮野川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第223号	東牟婁郡串本町古座地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 東牟婁郡串本町古座、動鳴気漁港基点に設置した標識 ア 基点第380号から157° - 42' 257mの点 イ 基点第380号から162° - 06' 279mの点 ウ 基点第380号から172° - 49' 243mの点 エ 基点第380号から168° - 47' 220mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町古座、中湊、上野山	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第224号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 日高郡由良町大字衣奈通称トビ崎に設置した標識 ア 基点第134号から0° - 00' 440mの点 イ 基点第134号から27° - 55' 285mの点 ウ 基点第134号から274° - 58' 205mの点 エ 基点第134号から301° - 15' 392mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第225号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町内ノ浦南海マリーナ護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111°-10' 205mの点 イ 基点第206号から115°-45' 235mの点 ウ 基点第206号から146°-30' 195mの点 エ 基点第206号から145°-40' 160mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第226号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から118°-00' 1,470mの点 イ 基点第202号から117°-00' 1,500mの点 ウ 基点第202号から119°-10' 1,520mの点 エ 基点第202号から119°-60' 1,520mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第227号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から110°-65' 285mの点 イ 基点第207号から103°-10' 321mの点 ウ 基点第207号から106°-65' 344mの点 エ 基点第207号から113°-90' 308mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第228号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の鼻基部から東へ27mのところに設置した標識 ア 基点第219号から346°-15' 710mの点 イ 基点第219号から32°-50' 300mの点 ウ 基点第219号から32°-50' 110mの点 エ 基点第219号から327°-35' 650mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第229号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130°-10' 530mの点 イ 基点第229号から129°-10' 700mの点 ウ 基点第229号から149°-10' 660mの点 エ 基点第229号から160°-05' 650mの点 オ 基点第229号から160°-05' 570mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第230号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24°-30' 315mの点 イ 基点第225号から74°-00' 210mの点 ウ 基点第225号から171°-40' 230mの点 エ 基点第225号から74°-00' 150mの点 オ 基点第225号から14°-15' 275mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第231号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320°-30' の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内に576mを超えてロープを設置してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二世、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第232号	東牟婁郡串本町大水崎地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から21° - 57' 75mの点 イ 基点第273号から103° - 10' 570mの点 ウ 基点第273号から82° - 49' 695mの点 エ 基点第273号から31° - 28' 437mの点	この区域内に200mを超えてロープを設置してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、櫻野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第233号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から177° - 25' 217mの点 イ 基点第314号から177° - 00' 227mの点 ウ 基点第314号から142° - 15' 234mの点 エ 基点第314号から141° - 40' 224mの点	この区域内に288mを超えてロープを設置してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第234号	東牟婁郡那智勝浦町湯川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河桃ノ木洞の鼻突端に設置した標識 ア 基点第338号から59° - 33' 117mの点 イ 基点第338号から84° - 26' 145mの点 ウ 基点第338号から166° - 20' 72mの点 エ 基点第338号から185° - 20' 50mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第235号	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町狗子ノ川右岸河口堤防に設置した標識 ア 基点第350号から229° - 05' 1, 235mの点 イ 基点第350号から227° - 20' 1, 310mの点 ウ 基点第350号から233° - 25' 1, 385mの点 エ 基点第350号から235° - 20' 1, 315mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

真珠母貝垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第301 号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点第264号 東牟婁郡串本町袋港入口突堤突端に設置 した標識 ア 基点第264号から265° - 32' 163mの点 イ 基点第264号から320° - 26' 162mの点 ウ 基点第264号から313° - 12' 217mの点 エ 基点第264号から272° - 53' 218mの点	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本 町和深、田 子、江田、田 並、有田、高 富、二色、潮 岬、出雲、串 本、サンゴ 台、鬮野川	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

ひおうぎ垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第401号	日高郡みなべ町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から225°-53' 94mの点 イ 基点第295号から210°-45' 48mの点 ウ 基点第295号から159°-14' 278mの点 エ 基点第295号から168°-08' 290mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡みなべ町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第404号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から337°-50' 350mの点 イ 基点第311号から331°-35' 490mの点 ウ 基点第311号から319°-50' 490mの点 エ 基点第311号から321°-15' 345mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第405号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116°-53' 97mの点 イ 基点第197号から123°-41' 87mの点 ウ 基点第197号から131°-42' 105mの点 エ 基点第197号から125°-14' 114mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第406号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から170°-03' 173mの点 イ 基点第207号から174°-09' 200mの点 ウ 基点第207号から191°-34' 178mの点 エ 基点第207号から189°-48' 148mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第409号	東牟婁郡太地町太地常渡地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第324号 東牟婁郡太地町森浦通称えびすの鼻北端に設置した標識 ア 基点第324号から40°-30' 302mの点 イ 基点第324号から15°-30' 265mの点 ウ 基点第324号から30°-15' 525mの点 エ 基点第324号から23°-52' 550mの点	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	

かき垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第601号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
					基点第207号 田辺市新庄町内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から141° - 33' 108mの点 イ 基点第207号から170° - 03' 173mの点 ウ 基点第207号から189° - 48' 148mの点 エ 基点第207号から168° - 33' 61mの点							
和特区第602号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
					基点第207号 田辺市新庄町内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から194° - 03' 70mの点 イ 基点第207号から202° - 23' 109mの点 ウ 基点第207号から218° - 43' 105mの点 エ 基点第207号から218° - 43' 63mの点							
和特区第603号	日高郡由良町神谷地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
					基点第161号 日高郡由良町島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から59° - 14' 265mの点 イ 基点第161号から58° - 47' 415mの点 ウ 基点第161号から68° - 07' 422mの点 エ 基点第161号から73° - 43' 275mの点							
和特区第605号	東牟婁郡那智勝浦町神地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
					基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から177° - 25' 217mの点 イ 基点第314号から177° - 00' 227mの点 ウ 基点第314号から142° - 15' 234mの点 エ 基点第314号から141° - 40' 224mの点							
和特区第606号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
					基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から125° - 14' 114mの点 イ 基点第197号から131° - 43' 105mの点 ウ 基点第197号から137° - 12' 125mの点 エ 基点第197号から131° - 08' 133mの点							

魚類小割式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第702号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町鷹島船着場突端に設置した標識 ア 基点第297号から114° - 05' 164mの点 イ 基点第297号から57° - 10' 28mの点 ウ 基点第297号から40° - 40' 100mの点 エ 基点第297号から61° - 10' 202mの点 オ 基点第297号から75° - 50' 243mの点	この区域内に4,762平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第703号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町鷹島船着場突端に設置した標識 ア 基点第297号から84° - 30' 316mの点 イ 基点第297号から66° - 10' 231mの点 ウ 基点第297号から63° - 30' 251mの点 エ 基点第297号から73° - 10' 390mの点	この区域内に1,725平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町広、山本、西広、唐尾	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第704号	日高郡由良町戸津井地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第146号 日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤基部に設置した標識 ア 基点第146号から297° - 37' 360mの点 イ 基点第146号から309° - 00' 255mの点 ウ 基点第146号から280° - 30' 236mの点 エ 基点第146号から281° - 40' 348mの点	この区域内に2,644平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町戸津井、小引	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第705号	日高郡由良町神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第160号 日高郡由良町大字神谷、由良港神谷泊地中防波堤新旧継目部に設置した標識 ア 基点第160号から99° - 25' 765mの点 イ 基点第160号から104° - 30' 780mの点 ウ 基点第160号から115° - 00' 505mの点 エ 基点第160号から107° - 40' 475mの点	この区域内に2,100平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町神谷、吹井	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区第706号	日高郡日高町阿尾地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第170号 日高郡日高町すざき渚突端に設置した標識 ア 基点第170号から82° - 30' 438mの点 イ 基点第170号から85° - 50' 465mの点 ウ 基点第170号から90° - 35' 425mの点 エ 基点第170号から87° - 00' 400mの点	この区域内に550平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第707 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から314° - 58' 60mの点 イ 基点第196号から31° - 13' 90mの点 ウ 基点第196号から3° - 03' 180mの点 エ 基点第196号から330° - 33' 170mの点	この区域内に 2,750平方 メートルを超 えて生簀を敷設し てはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養 町、芳養松 原、明洋、 目良、天神 崎、上の 山、江川、 上屋敷、片 町	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第708 号	田辺市目良 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良元島館南端突堤突端に設置した標 識 ア 基点第197号から116° - 03' 152mの点 イ 基点第197号から173° - 03' 142mの点 ウ 基点第197号から155° - 03' 234mの点 エ 基点第197号から125° - 33' 274mの点	この区域内に 3,562平方 メートルを超 えて生簀を敷設し てはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養 町、芳養松 原、明洋、 目良、天神 崎、上の 山、江川、 上屋敷、片 町	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第709号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から64°-03'58mの点 イ 基点第207号から79°-48'79mの点 ウ 基点第207号から61°-08'108mの点 エ 基点第207号から72°-28'130mの点 オ 基点第207号から136°-18'104mの点 カ 基点第207号から160°-58'54mの点	この区域内に1,350平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第711号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田堅田漁港(杓浪地区)東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から261°-17'140mの点 イ 基点第216号から255°-28'94mの点 ウ 基点第216号から245°-11'102mの点 エ 基点第216号から253°-22'146mの点	この区域内に250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第712号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田堅田漁港(杓浪地区)東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から283°-00'600mの点 イ 基点第216号から262°-45'280mの点 ウ 基点第216号から249°-30'350mの点 エ 基点第216号から274°-15'650mの点	この区域内に9,481平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第713号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113°-40'410mの点 イ 基点第231号から113°-40'1,010mの点 ウ 基点第231号から129°-45'1,000mの点 エ 基点第231号から129°-45'640mの点 オ 基点第231号から142°-00'660mの点 カ 基点第231号から142°-00'1,050mの点 キ 基点第231号から148°-00'1,100mの点 ク 基点第231号から155°-40'360mの点	この区域内に54,462平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第714号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田長崎の鼻基部から東へ27mのところ設置した標識 ア 基点第219号から346°-15'710mの点 イ 基点第219号から32°-50'300mの点 ウ 基点第219号から32°-50'110mの点 エ 基点第219号から327°-35'650mの点	この区域内に24,750平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第715号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130°-10' 530mの点 イ 基点第229号から129°-10' 700mの点 ウ 基点第229号から149°-10' 660mの点 エ 基点第229号から160°-05' 650mの点 オ 基点第229号から160°-05' 570mの点	この区域内に6,318平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。)	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第716号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24°-30' 315mの点 イ 基点第225号から74°-00' 210mの点 ウ 基点第225号から171°-40' 230mの点 エ 基点第225号から74°-00' 150mの点 オ 基点第225号から14°-15' 275mの点	この区域内に11,087平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白 浜町(旧日 置川町を除 く。)	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第717号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次の基点第226号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第225号及び基点第226号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第226号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎北端に設置した標識 基点第221号 西牟婁郡白浜町堅田藤島にえ岸の鼻に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎東端に設置した標識 基点第222号 西牟婁郡白浜町堅田藤島ビクニンの内側に設置した標識 基点第224号 西牟婁郡白浜町古賀浦(ヴィラ古賀浦)前の護岸角に設置した標識 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田大白谷の鼻北端に設置した標識 ア 基点第226号から基点第221号の見通し線上107mの点 イ 基点第225号から基点第222号の見通し線上107mの点 ウ 基点第224号から基点第223号の見通し線上155mの点 エ 基点第224号から基点第223号の見通し線上90mの点 オ 基点第225号から基点第222号の見通し線上60mの点	この区域内に9,575平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白 浜町才野、 中、富田、 椿、字名な し地区	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第718号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第229号 西牟婁郡白浜町大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から63°-30' 230mの点 イ 基点第229号から81°-00' 288mの点 ウ 基点第229号から163°-30' 250mの点 エ 基点第229号から182°-30' 180mの点	この区域内に9,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白 浜町才野、 中、富田、 椿、字名な し地区	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第719号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町阪田北東護岸角に設置した標識 ア 基点第228号から125°-06' 105mの点 イ 基点第228号から141°-45' 270mの点 ウ 基点第228号から152°-38' 270mの点 エ 基点第228号から152°-38' 90mの点	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ2,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白 浜町才野、 中、富田、 椿、字名な し地区	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考
和特区 第720 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第227号 西牟婁郡白浜町古賀浦護岸角に設置した標識 ア 基点第227号から72°-09'265mの点 イ 基点第227号から67°-39'340mの点 ウ 基点第227号から82°-55'375mの点 エ 基点第227号から89°-21'305mの点	この区域内に 2,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町才野、 中、富田、椿、字名なし地区	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第721 号	西牟婁郡白 浜町地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	5月1日 から11 月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から256°-09'730mの点 イ 基点第209号から208°-05'445mの点 ウ 基点第209号から206°-34'545mの点 エ 基点第209号から228°-09'605mの点 オ 基点第209号から222°-15'785mの点 カ 基点第209号から241°-33'940mの点	この区域内に 30,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、芳養松 原、明洋、目良、天神 崎、上の山、江川、上 屋敷、片町、磯間、新 庄町、神島台、たきな い町、西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を除 く。)	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第722 号	西牟婁郡白 浜町地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	5月1日 から11 月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から176°-48'880mの点 イ 基点第209号から169°-37'1,035mの点 ウ 基点第209号から179°-11'1,195mの点 エ 基点第209号から186°-47'1,075mの点	この区域内に 12,500平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、芳養松 原、明洋、目良、天神 崎、上の山、江川、上 屋敷、片町、磯間、新 庄町、神島台、たきな い町、西牟婁郡白浜町 (旧日置川町を除 く。)	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第724 号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を 順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町ケーソンヤード北端角に設置した標 識 基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150 mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320°-30'の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海 岸線との交点	この区域内に くろまぐろ小 割式養殖と併 せ36,79 0平方メー トルを超えて生 簀を敷設して はならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町和深、 田子、江田、田並、有 田、高富、二色、潮 岬、出雲、串本、サン ゴ台、鬮野川、大島、 須江、樫野、西向、神 野川、姫、姫川、伊 串、古座、中湊、上野 山、津荷、田原	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第725 号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びアの各 点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町串本新港南防波堤灯台基部に設置し た標識 基点第277号 東牟婁郡串本町串本港北防波堤灯台基部に設置した 標識 ア 基点第273号から118°-21'540mの点 イ 基点第273号から200°-41'75mの点 ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点	この区域内に くろまぐろ小 割式養殖と併 せ24,70 0平方メー トルを超えて生 簀を敷設して はならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町和深、 田子、江田、田並、有 田、高富、二色、潮 岬、出雲、串本、サン ゴ台、鬮野川、大島、 須江、樫野、西向、神 野川、姫、姫川、伊 串、古座、中湊、上野 山、津荷、田原	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備 考
和特区 第726 号	東牟婁郡串 本町大島地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から288°-00'85mの点 イ 基点第279号から319°-45'120mの点 ウ 基点第279号から296°-20'245mの点 エ 基点第279号から279°-30'230mの点	この区域内に 2,625平方 メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串 本町大島	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第727 号	東牟婁郡串 本町大島地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア 基点第292号から356°-40'130mの点 イ 基点第292号から326°-30'160mの点 ウ 基点第292号から241°-00'105mの点 エ 基点第292号から192°-00'50mの点	この区域内に くるまぐろ小 割式養殖と併 せ3,600 平方メート ルを超えて生 簀を敷設して はならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串 本町大島	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第728 号	東牟婁郡串 本町大島地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識 ア 基点第291号から14°-10'45mの点 イ 基点第291号から3°-10'105mの点 ウ 基点第291号から327°-00'116mの点 エ 基点第291号から302°-00'70mの点	この区域内に くるまぐろ小 割式養殖と併 せ1,050 平方メート ルを超えて生 簀を敷設して はならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串 本町大島	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第729 号	東牟婁郡串 本町大島地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷通称海軍棧橋基部に設置した標識 ア 基点第290号から328°-30'280mの点 イ 基点第290号から314°-30'348mの点 ウ 基点第290号から227°-19'297mの点 エ 基点第290号から223°-30'178mの点	この区域内に くるまぐろ小 割式養殖と併 せ10,25 0平方メート ルを超えて生 簀を敷設して はならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串 本町大島	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第732 号	東牟婁郡串 本町須江地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江影ノ浦通称オヤボシに設置した標識 ア 基点第288号から305°-46'40mの点 イ 基点第288号から345°-45'82mの点 ウ 基点第288号から18°-43'75mの点 エ 基点第288号から29°-18'20mの点	この区域内に 576平方 メートルを超 えて生簀を敷 設してはなら ない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串 本町須江	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第734号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° - 0' 42mの点 イ 基点第311号から227° - 2' 150mの点 ウ 基点第311号から242° - 5' 272mの点 エ 基点第311号から249° - 5' 265mの点 オ 基点第311号から254° - 3' 465mの点 カ 基点第311号から263° - 2' 460mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ11, 562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第735号	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° - 3' 500mの点 イ 基点第311号から298° - 0' 373mの点 ウ 基点第311号から273° - 3' 648mの点 エ 基点第311号から283° - 4' 728mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ13, 562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第736号	東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から57° - 0' 370mの点 イ 基点第343号から60° - 3' 367mの点 ウ 基点第343号から56° - 3' 218mの点 エ 基点第343号から51° - 0' 224mの点	この区域内に1, 440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第738号	東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川越瀬近鉄埋立地先突端に設置した標識 ア 基点第345号から108° - 2' 115mの点 イ 基点第345号から119° - 2' 205mの点 ウ 基点第345号から130° - 2' 203mの点 エ 基点第345号から129° - 1' 104mの点	この区域内に1, 050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第739号	東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町中ノ島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から252° - 1' 88mの点 イ 基点第344号から231° - 3' 81mの点 ウ 基点第344号から231° - 0' 96mの点 エ 基点第344号から248° - 3' 104mの点	この区域内に288平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考
和特区 第744 号	日高郡由良 町三尾川地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点第133号 有田郡広川町、日高郡由良町界に設置した標識 ア 基点第133号から314° - 45' 560mの点 イ 基点第133号から319° - 55' 550mの点 ウ 基点第133号から317° - 30' 450mの点 エ 基点第133号から311° - 30' 465mの点	この区域内に 500平方 メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町三尾川、 衣奈	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第746 号	日高郡日高 町志賀柏地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点第168号 日高郡日高町志賀由良港柏泊地防波堤基部に設置した 標識 ア 基点第168号から9° - 56' 330mの点 イ 基点第168号から12° - 20' 281mの点 ウ 基点第168号から341° - 36' 275mの点 エ 基点第168号から343° - 36' 325mの点	この区域内に 1,440平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡日高町	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第747 号	東牟婁郡串 本町大島地 先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置し た標識 ア 基点第279号から354° - 56' 304mの点 イ 基点第279号から3° - 05' 391mの点 ウ 基点第279号から9° - 38' 377mの点 エ 基点第279号から3° - 20' 280mの点	この区域内に 1,152平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町大島	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第749 号	東牟婁郡串 本町大水崎 地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸に よって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町通称ヨットハーバー南防波堤燈台基部 に設置した標識 ア 基点第273号から21° - 57' 75mの点 イ 基点第273号から103° - 10' 570mの点 ウ 基点第273号から82° - 49' 695mの点 エ 基点第273号から31° - 28' 437mの点	この区域内に くろまぐろ小 割式養殖と併 せ16,92 0平方メー トルを超えて生 簀を敷設して はならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町和深、 田子、江田、田並、有 田、高富、二色、潮 岬、出雲、串本、サン ゴ台、鬮野川、大島、 須江、檜野、西向、神 野川、姫、姫川、伊 串、古座、中湊、上野 山、津荷、田原	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第752 号	日高郡由良 町神谷地先	第一種区 画漁業	魚類小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点第161号 日高郡由良町鳶島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から258° - 00' 1,200mの点 イ 基点第161号から253° - 20' 1,210mの点 ウ 基点第161号から254° - 30' 1,400mの点 エ 基点第161号から258° - 30' 1,380mの点	この区域内に 2,000平 方メートルを 超えて生簀を 敷設してはな らない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町神谷、吹 井	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第753号	日高郡日高町志賀柏地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町志賀由良港柏地防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から43°-30' 680mの点 イ 基点第168号から47°-20' 670mの点 ウ 基点第168号から44°-00' 530mの点 エ 基点第168号から37°-40' 550mの点	この区域内に900平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第754号	日高郡由良町衣奈地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から332°-45' 840mの点 イ 基点第139号から322°-00' 955mの点 ウ 基点第139号から320°-30' 915mの点 エ 基点第139号から331°-00' 795mの点	この区域内に1,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町三尾川、衣奈	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第756号	東牟婁郡那智勝浦町勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から255°-00' 328mの点 イ 基点第343号から230°-20' 400mの点 ウ 基点第343号から173°-40' 464mの点 エ 基点第343号から168°-45' 407mの点	この区域内に2,160平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第758号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町内ノ浦南海マリーナ護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111°-10' 205mの点 イ 基点第206号から115°-45' 235mの点 ウ 基点第206号から146°-30' 195mの点 エ 基点第206号から145°-40' 160mの点	この区域内に1,440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	
和特区 第759号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町島東端に設置した標識 ア 基点第231号から95°-00' 380mの点 イ 基点第231号から103°-45' 780mの点 ウ 基点第231号から113°-40' 775mの点 エ 基点第231号から113°-40' 410mの点 オ 基点第231号から155°-40' 360mの点 カ 基点第231号から158°-45' 255mの点	この区域内に7,776平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成25年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町(旧日置川町を除く。)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第760 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点第226号 西牟婁郡白浜町古賀浦馬見崎北端に設置した 標識 ア 基点第226号から245° - 00' 30mの点 イ 基点第226号から245° - 00' 180mの点 ウ 基点第226号から273° - 20' 204mの点 エ 基点第226号から317° - 20' 100mの点	この区域内にく ろまぐる小割式 養殖と併せ1, 440平方メー トルを超えて生 實を敷設しては ならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白 浜町才野、 中、富田、 椿、字名な し地区	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第761 号	東牟婁郡那 智勝浦町浦 神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神岩屋崎南東端に 設置した標識 ア 基点第314号から256° - 30' 342mの点 イ 基点第314号から248° - 30' 639mの点 ウ 基点第314号から239° - 40' 628mの点 エ 基点第314号から239° - 40' 328mの点	この区域内にく ろまぐる小割式 養殖と併せ2, 880平方メー トルを超えて生 實を敷設しては ならない	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那 智勝浦町浦 神、下里、 粉白、八尺 鏡野	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

くろまぐろ小割式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第801号	東牟婁郡串本町串本、大水崎、大島地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	<p>1 次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第270号 東牟婁郡串本町ケーソンヤード北端角に設置した標識</p> <p>基点第272号 東牟婁郡串本町串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識</p> <p>ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点</p> <p>ウ 基点第270号から320°-30'の方位線と防波堤との交点</p> <p>エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点</p> <p>2 次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第273号 東牟婁郡串本町串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識</p> <p>基点第277号 東牟婁郡串本町串本港北防波堤灯台基部に設置した標識</p> <p>ア 基点第273号から118°-21'540mの点</p> <p>イ 基点第273号から200°-41'75mの点</p> <p>ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点</p> <p>3 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識</p> <p>ア 基点第292号から356°-40'130mの点</p> <p>イ 基点第292号から326°-30'160mの点</p> <p>ウ 基点第292号から241°-00'105mの点</p> <p>エ 基点第292号から192°-00'50mの点</p>	<p>当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が42,208平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>形状：円形 規格：直径30m 台数：11台</p> <p>形状：円形 規格：直径27m 台数：5台</p> <p>形状：円形 規格：直径20m 台数：80台</p> <p>形状：円形 規格：直径18m 台数：5台</p> <p>形状：円形 規格：直径17m 台数：1台</p> <p>形状：円形 規格：直径15.7m 台数：5台</p> <p>形状：正六角形 規格：1辺16m 台数：6台</p>	平成25年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考	
					<p>4 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識</p> <p>ア 基点第291号から14° - 10' 45mの点 イ 基点第291号から3° - 10' 105mの点 ウ 基点第291号から327° - 00' 116mの点 エ 基点第291号から302° - 00' 70mの点</p> <p>5 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷通称海軍棧橋基部に設置した標識</p> <p>ア 基点第290号から328° - 30' 280mの点 イ 基点第290号から314° - 30' 348mの点 ウ 基点第290号から227° - 19' 297mの点 エ 基点第290号から223° - 30' 178mの点</p> <p>6 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域</p> <p>基点第273号 東牟婁郡串本町串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識</p> <p>ア 基点第273号から21° - 57' 75mの点 イ 基点第273号から103° - 10' 570mの点 ウ 基点第273号から82° - 49' 695mの点 エ 基点第273号から31° - 28' 437mの点</p>							

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第802号	東牟婁郡串本町須江地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した標識 基点第289号 東牟婁郡串本町須江本網代の突端に設置した標識 ア 基点第269号から63° - 10' 1, 171mの点 イ 基点第269号から11° - 51' 1, 753mの点 ウ 基点第269号から43° - 31' 2, 342mの点 エ 基点第289号から311° - 09' 420mの点 オ 基点第289号から350° - 02' 188mの点 カ 基点第289号から356° - 30' 133mの点 キ 基点第289号から33° - 30' 76mの点 ク 基点第289号から251° - 06' 58mの点 ケ 基点第269号から61° - 38' 2, 557mの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が110,783平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形 規格：直径30m 台数：66台 形状：円形 規格：直径20m 台数：4台 形状：長方形 規格：80m×48m 台数：16台 形状：正方形 規格：27m×27m 台数：2台 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,300尾を超えてはならない。	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町潮岬、出雲、串本、鬮野川、大島、須江、樫野	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	
和特区 第803号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町阪田北東護岸角に設置した標識 ア 基点第228号から125° - 06' 105mの点 イ 基点第228号から141° - 45' 270mの点 ウ 基点第228号から152° - 38' 270mの点 エ 基点第228号から152° - 38' 90mの点	1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が1,440平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形 規格：12m×12m 台数：10台 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

番 号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考
和特区 第804 号	東牟婁郡那 智勝浦町浦 神地先	第一種区 画漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	<p>1 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識</p> <p>ア 基点第311号から292° - 00' 42mの点 イ 基点第311号から227° - 20' 150mの点 ウ 基点第311号から242° - 50' 272mの点 エ 基点第311号から249° - 50' 265mの点 オ 基点第311号から254° - 30' 465mの点 カ 基点第311号から263° - 20' 460mの点</p> <p>2 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神仏崎北端に設置した標識</p> <p>ア 基点第311号から308° - 30' 500mの点 イ 基点第311号から298° - 00' 373mの点 ウ 基点第311号から273° - 35' 648mの点 エ 基点第311号から283° - 40' 728mの点</p> <p>3 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神岩屋崎南東端に設置した標識</p> <p>ア 基点第314号から256° - 30' 342mの点 イ 基点第314号から248° - 30' 639mの点 ウ 基点第314号から239° - 40' 628mの点 エ 基点第314号から239° - 40' 328mの点</p>	<p>1 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が7,200平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形 規格：12m×12m 台数：50台</p> <p>2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。</p>	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智 勝浦町浦神、 下里、粉白、 八尺鏡野	平成25 年9月1 日から平 成30年 8月31 日まで	

あわび地蒔式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第901号	和歌山市加太地先	第三種区画漁業	あわび地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点第11号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第9号 和歌山市加太加太港第三防波堤新旧接続部に設置した標識 基点第10号 和歌山市加太田倉埼灯台基部南西に設置した標識 基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識 ア 基点第9号から270°-00'の方位線と加太港第一防波堤西側岸壁との交点 イ アから270°-00'の方位線上500mの点 ウ 基点第10号から270°-00'の方位線上750mの点 エ 基点第10号から200°-00'の方位線上1,000mの点 オ 基点第11号から兵庫県沼島南端見通し線上1,000mの点	1 殻長10センチメートルを超えて養成するものに限る。 2 10月1日から11月30日までの期間は、放流用天然種苗の採捕をしてはならない。	平成25年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市加太、深山、大川	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで	

和歌山県報

平成二十五年五月三十一日

号外

別冊